

「輪之内軽トラ朝市」開催規約

1. 目的

輪之内町における農業の現状は農家戸数の減少や高齢化が進み、また農業経営の厳しき、担い手不足などの課題も多く、農業の弱体化が進んでいる現状があります。

一方で、自家消費や趣味程度で野菜を栽培されている方、また農地の放棄地を利用し、これからの余暇時間で農作業に取り組みたい方、販売意欲のある方々が見えますが、その機会はあまり多くありません。

そこで、賑わいの創出や農業復興の一翼とすべく、町有地で朝市を開催し、農業者のやりがいの醸成、耕作放棄地の減少、地域復興、退職後のシニア世代の生きがいの醸成に資することを目的とします。

キャッチフレーズは「安心・安全・新鮮な朝市」「地産地消で信頼される朝市」です。

2. 主催 輪之内軽トラ朝市実行委員会

3. 日時 毎月 第2・第4 日曜日（雨天決行・警報は中止） 受付・準備 午前8時～ 販売 午前8時30分～10時00分

◎鐘を合図に始めます。それ以前の予約・取り置きはしないようにお願いします。

4. 会場 輪之内町エコドーム 東側駐車場

5. 出店品目

輪之内町産及び輪之内町近郊産農作物、海産物、荒物金物、果樹、園芸品、骨董品、菓子、揚げ物、飲食類、木工品、学校生産品、加工品、手工芸品 など

※営業届・営業許可証が必要な品目については、別紙「軽トラ朝市出店者のみなさまへ」を参照してください。

6. 登録料 年間2,000円（毎年更新制・出店申込時に支払い）

7. 登録申込

① 輪之内町役場企画財政商工課窓口もしくは、朝市開催会場にて「輪之内軽トラ朝市新規出店者登録申込書」（様式1）を記載ください。朝市会場で申込をした場

合は、後日事務局の方から確認・登録料についてご連絡いたします。

- ② 登録の際に、身分証の写し（運転免許証他）・食品衛生責任者資格の写し・営業届・営業許可証の写しの提出が必要となります。（提出いただけない場合の出店は不可です。）
- ③ 輪之内軽トラ朝市登録申込の際には、警察の指導により「輪之内軽トラ朝市への出店に際しての確約書及び同意書」（様式2）を提出していただきます。責任者および販売に携わる可能性がある方を従事者としてご記入ください。なお、記入していただいた個人情報は、この事業以外には使用いたしません。

8. 出店申込

- ① 出店の前月の1日からその月の第4日曜日までの間に「輪之内軽トラ朝市出店申込書」（様式3）を記入し、朝市実行委員会事務局（輪之内町役場企画財政商工課窓口）まで申込をしてください。FAXでの申請も可能ですが、開催週の水曜日までに申請してください。
- ② 出店実績のない月の翌月以降に出店したい場合は、第4日曜日までに「輪之内軽トラ朝市出店申込書」（様式3）を記入し、朝市実行委員会事務局（輪之内町役場企画財政商工課窓口）まで申込をしてください。（厳守）
出店実績のある月の翌月以降も継続して出店したい場合は、第4日曜日までに「売上報告書兼出店申込書」（様式5）を記入し、軽トラ朝市出店時に提出をしてください。（厳守）
- ③ 出店希望者が募集台数になり次第、募集締め切りとなります。出店希望の方は、翌月以降の出店申込をお願いします。キャンセル（欠席）が出た場合は、申込順に繰り上げ出店できる場合があります。
- ④ キャンセル（欠席）の場合は、朝市開始の3日前まで（土日・祝日を除く）に事務局にご連絡ください。それ以降のキャンセル、当日無断欠席の場合は、翌月は出店できないこととします。（天気都合の場合も、必ず3日前までにご連絡ください。ご連絡ない場合は、無断キャンセルと判断いたします。）

9. 出店条件

- ① 出店スペース1区画：3.5メートル（軽トラ+売場スペース）
原則、軽トラックでの出店となりますが、テントでの出店も可能です。
テントは出店者にてご用意願います。
- ② 出店者は「輪之内軽トラ朝市新規出店者登録申込書」（様式1）をしていただいた上で、出店希望月分の「輪之内軽トラ朝市出店申込書」（様式3）を提出していただきます。
- ③ 出店は、本会の目的及び主旨に賛同するとともに、毎回必ず出店される方を優先し

ます。開催時間内は商品が売り切れた場合でも退出不可です。

- ④ 農産物関係の出店は、「栽培履歴記録簿」（様式4）を販売日に持参し、来場者・事務局等から提示依頼があった場合は、速やかに提示してください。
「栽培履歴記録簿」（様式4）ではなく、個人の利用しているノート・手帳等への記録・保管でもかまいません。
- ⑤ 農作物の出品は、個人の責任で行ってください。また、残留農薬におけるトラブル等の対処も、個人の責任で行っていただくようお願いします。
- ⑥ 飲食関連の販売については、イベント等での臨時営業許可や移動食品の営業許可を取っている方に限ります。出店者個人での申請を行ってください。また、朝市開催時は、来場者に見えるよう掲示してください。
- ⑦ 出店許可証（朝市事務局発行・名刺サイズ名札）は、出店の際に必ず持参し、営業時間内は常時係員やお客者に見えるようにしてください。また、店舗名(朝市事務局発行・ラミネートパネル)は出店ブースの見える場所に掲示してください。
- ⑧ 朝市終了後は、「売上報告書兼出店申込書」（様式5）を記入し提出してください。朝市終了後に提出が難しい場合は、後日事務局まで提出してください。

10. 注意事項

- 出店者は主催者の指示に従ってください。
- 出店場所は、主催者が配置したエリアの中（出店番号1～34）から、申込先着順に選んでいただけます。（野菜・衣類等の品目分類ごとに出店区画を設けます。）
- 販売品の取り扱いは、清潔で衛生的に行ってください。
- 食品衛生法に基づく営業届・営業許可等、出店者個々の営業に必要な許認可などは、出店者の責任において対応いただくようお願いします。
- 直近1ヶ月の出店・売上がない場合は、「輪之内軽トラ朝市出店申込書」(様式3)の提出をしてください。
- 営業許可証や「栽培履歴記録簿」（様式4）は出店日に携帯（持参）してください。（許可証や栽培履歴を忘れた方は出店できません。）
- 「栽培履歴記録簿」（様式4）については、種まき時点から記録してください。
- 「売上報告書兼出店申込書」（様式5）を全て記載し提出された方は、翌月の「輪之内町軽トラ朝市出店申込書」（様式3）の提出の必要はありません。
- 電気、ガス、水道は供給できません。出店に必要な場合は、自費での持ち込みとなります。（町有施設からの供給が発覚した場合は、出店をお断りいたします。）
- 販売品目を変更する場合は、あらかじめ事務局にご連絡ください。特に、衣料品等から飲食品を販売する場合は、食品衛生法に基づき営業に必要な許認可証の写しを提出してください。
- 飲食関連の出店者は、予めゴミ箱（袋）を備えるなど、自店商品の使い捨て食器

などの回収にご配慮願います。

- 営業終了後は、周辺の清掃をお願いします。
- 完売した場合でも、終了時間までは滞在し、退店しないでください。
- 出店に関する事故等について、主催者は一切責任を負いかねます。
- 来場者からのクレーム等があった場合は、直接、関係出店者にその内容をお伝えし、改善をお願いする場合があります。
- 腐れや異物混入には、十分注意し、包装のホッチキス止めは禁止とします。
- 基本的に雨天決行ですが、大雨や暴風などの警報が発令された場合は中止となります。また開催日前までに、気象状況・感染症等の影響で、「危険」と判断した場合は、予め開催を中止する場合があります。